

第 8 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 8 月 25 日 (金) 13 時 30 分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2
3. 出席委員 13 人

会長 1 番 内海 武博
会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則
4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 6 番 安井 弘之
7 番 鈴木 義昭 8 番 石井 裕士 9 番 島津 健治
10 番 上野 悟 11 番 桜井 陽子 13 番 立石 浩一
14 番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 12 番 得納 逸二
5. 議事録署名委員の指名 4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也
6. 議事日程

第 1 付議事項

- 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 件 5 筆)
議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (1 件 1 筆)
議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (5 件 6 筆)
議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業
の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積
計画について (一括方式)
議案第 38 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 (案) に対する意
見聴取について

第 2 報告事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- (2) 農業相談について

第 3 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 堂本直樹
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容 (議長 1 番 内海 武博) (開会 13 時 28 分)
事務局 はい、定刻となりましたので、総会の方を開催いたします。注意事項といた
しまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。
では会長、挨拶をお願いします。
会長 (会長挨拶：省略)
それでは第 8 回農業委員会総会を開会します。現在の在任委員は 14 名で、
本日の出席委員は 13 人です。欠席の報告が 12 番得納委員さんからありまし
た。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達し

ておりますので、総会は成立します。本日の総会の議事録署名者は、4 番日南田貴美委員さん、5 番宮丸和也委員さんをお願いします。

(付議事項)

議長 次に付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室して頂き、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願いします。

(議案第 34 号)

議長 それでは、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」3 件 5 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをお開きください。議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	面積
■■■■■	■■■■■	(渡) 労働力不足により耕作及び管理が困難。 (受) 所有する山林の隣接地であり耕作に便利のため。	小池要 小池栄 堀田	田 3 筆	2,297 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 譲受人からの依頼。 (受) 宅地の隣接地であり、耕作に便利のため。	松田 堀田 小池栄	畑 1 筆	267 m ²
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため。 (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利のため。 (譲受人は農地所有適格法人)	山口 後藤 下原	田 1 筆	936 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員 こんにちは、小池です。よろしくお願いいたします。8 月 22 日 10 時より、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私と、堀田、小池栄治委員で現地確認をいたしました。その結果、3 筆の内 ■■■■■ は水稻作付け中、■■■■■ と ■■■■■ は作付けしてなく、雑草が茂っておりますが、許可申請については問題ありませんでした。今後については、移転先の方が、適切に管理されると思います。以上ご報告いたします。終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、8 月 22 日午前 10 時 40 分頃、初めてということで、小池要治委員、小池栄治委員、堀田委員、私の 4 名で現地を確認しました。申請地については野菜が作付けされていました。その他、特に気になる点はありません。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい、3 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 山口です。[] の圃場について、8 月 16 日 13 時半頃に現地調査委員、後藤、下原、山口の 3 名で現地を確認しました。申請地については、水稻が作付けされておりました。先ほどありました様に、[] の圃場と隣接しているということで、[] が、一元的に圃場を管理されている状況です。その他、特に気になる点はございませんでした。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 35 号)

議長 それでは、議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 15 ページをご覧ください。議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■	田 1 筆 1,866 m ²	駐車場	山口 後藤 下原	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.7.6)

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 失礼します。■■■■のほ場について、8 月 16 日 14 時 10 分頃に、現地調査委員 3 名で現地を確認しております。申請地はですね、■■■■と道を隔てて隣接しております。高低差が若干あるということで、15 cm 程度の盛り土をすることになっております。それから土砂の流入防止についてですけれども。周辺は、道路と、それから太陽光ということになっておりますので、特に被害が生じる恐れはありません。周辺農地の日照や通風についても、特に影響はありません。用水については必要としません。雨水は、隣接している水路へ放流いたします。汚水については発生いたしません。以上の事を確認いたしました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 36 号)

議長 続きまして、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(5 件 6 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集 25 ページをご覧ください。議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」）の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	田 1 筆 1,347 ㎡	堆肥舎	勝見 黒木啓 藤高	第 1 種農地 農用地区域除外 (R5.7.6)
■■■■■ ■■■■■	■■■■■	畑 1 筆 47 ㎡	住宅用地	松田 堀田 小池栄	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	田 2 筆 2,734 ㎡	資材置場	鍛冶谷 真野 梅田	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.7.6)
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	田 1 筆 1,917 ㎡	資材置場	鍛冶谷 真野 梅田	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.7.6)
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	田 1 筆 1,963 ㎡	太陽光発電設備	山口 後藤 下原	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局

（議案集により 1 件目について朗読説明。）

議長

はい、1 件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員

失礼します。先週の 19 日の土曜日に、黒木委員と藤高委員と 3 名で現地の調査いたしました。現地はですね、現状のまま利用して、土地等の造成については、行わないものとしております。土砂等の流出については特に被害を生じる恐れがないので、現状のままで使用されます。周辺農地については、影響ないのでないものとしします。用水は必要としません。雨水については、溜めマスを圃場の西側に作られまして、それを使用して水を排水するというようなことにされているようです。汚水についても、この溜めマスを通して排出されます。■■■■■というのが、ちょうど、その圃場の下にあります■■■■■の■■■■■でありまして、ここの■■■■■の■■■■■を製品化して、販売したいということで、堆肥舎を造成されるようです。牛とか豚糞とかいうような、動物性の堆肥でないので、パーク堆肥みたいなものなので、臭い自体はそれほど問題ないと思うのですが、この廃品置き場の所が屋根をしません。されないよう

です。コンクリートブロックを壁に積まれて、ここへ廃品を置いて、上にブルーシートを掛けて管理をされる。というようなことになっているようです。ちょうどこの圃場の下のところへ、その地区の用水、水田に対する用水が流れておりまして、これに対して排水の汚いもの、汚水等が入りますと、隣近所にはですね、やっぱり、問題が生じるんじゃないかということで、ブルーシートについては厳重に管理していただいて、台風等ではぐれて、汚水が出るようなことのないように、厳重に管理していただくように申し入れをいたしております。圃場の管理については、法面を含めて、年 2 回から 3 回の草刈りを行うと、法面も含めて行うということになっております。以上確認をいたしました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、7 番委員さん。

7 番 7 番鈴木です。この用水について話をされたんですが、地元の用水利用者ととの承諾はされておりますか。

議長 これについては、事務局の方から。

事務局 はい、地元の承諾というような、基本的には、許可に関しては承諾書を取るようになっていまして、確認はさせていただいてはないんですが、先程、勝見委員さんからもお話しいただいた通り、水が出ない、排水分は溜めマス等設置して、出ないように対策はされるということで確認はさせていただいております。以上です。

議長 よろしいですか。

議長 はい、ほかにはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、8 月 22 日午前 10 時 50 分頃、これについても初回ということで、4 名、堀田委員、小池要治委員、小池栄治委員、私の 4 名で現地確認をいたしました。申請地は、土地の造成がありますけれど高低差は生じません。土砂の流出については被害を生じる恐れはないので現地のまま使用する。周辺の農地についても日照などについては影響が出ないので防除措置はいたしません。用水については、公共上水道を利用します。雨水は水路へ放出して、生活汚水、雑排水については合併浄化槽を利用します。以上確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10 番委員さん。

10 番 10 番上野です。非常に素人な質問で申し訳ないんですけど、この 25 ページの利用期間というのは、使用目的終了までと。私 3 年やっていて、もしかしたらあったんかも知れないんですけど、この宅地の方も、こういう契約になってるんですか。こういうのは、まれにあるんですか、しょっちゅうあることなんでしょうか。永久でもなし、使用目的終了までという曖昧な言い方だと思うんですけど、これは妥当な考え方なんでしょうか。というのと、それから今の、この時見たらもうコンクリート敷いて、鉄板敷いてある所までが線が入っているように見えるんですけど、これは線の引きようが悪かったのか、もうコンクリート敷いて鉄版敷いてあるやつが、農地として登録してある、今回に限りこうなっている、こういうことをやってもいいのかと思って。というのが意見です。

議長 はい、それでは事務局から。

事務局 先ほど、上野委員さんからご質問いただきました、まず、利用期間の「使用目的終了まで」という表記にさせていただいた関係ですが、こちらの方は、土地家屋調査士の方が入られております案件ですが、使用貸借権設定で、宅地との利用権設定契約する場合に、借家法の関係で行くと、利用期間の制限を定めているものがない。ということでお聞きしております。その関係で、通常であれば民法に基づきますと、通常最大 30 年というような表記があります。そういう所に該当せず、借家法の関係を使ったということで「使用目的終了まで」家が建てて無くなるまでというような形にはなると思いますが、そういった整理をされた関係で、今回、利用期間がこの様な表記になっております。もう 1 件ありました、39 ページの申請地の地図の所で、鉄板と一部コンクリート舗装がされている部分に関しましては、これは、通常でありますと、転用案件という部分になる案件ではございますが、一応この農地へ入るための、進入路も兼ねているという部分でございまして、そういった農地と一体的にする場合がありますと、進入路等につきましては、農地の転用の許可は不要で、農地として見ると言う様な定めになっております。その関係でこちらにつきましては、農地に舗装がされてあったとしても管理道。進入路ということで農地の一部というような解釈をさせていただいておりますので、こちらの方の線が違っているという訳ではございません。

議長 よろしいですか。はい。

議長 ほかにありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 （議案集により 3 件目・4 件目について朗読説明。）

議長 はい、3 件目・4 件目について鍛冶谷委員さんより報告をお願いします。

鍛冶谷委員 先般、13 日午後から、真野、梅田、私と 3 名で現地の方へ行ってきました。現地は、草ぼうぼう、一部山林化している様な状態で、もう除外はなるとるんですが、耕作も難しい、あの辺を耕作されている■■■■も、範囲外であるということで、その後、■■■■とちょっと話をさせていただいて、一応、現在土砂埋め立ての許可を申請している状態でありまして、施行に関しては、盛り土法が静岡のあれから厳しくなりまして、最終的にはその許可が、完全にクリアできるように施行していくとのことでございました。今週の日曜日に、地元を呼んで説明会も予定しているとのことでございました。総合的に判断して、許可相当と思います。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

（推進委員退室）

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 （議案集により 5 件目について朗読説明。）

議長 はい、5 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 はい、8 月 16 日 13 時 50 頃に、現地調査委員、3 名で現地を確認しました。申請地については、整地をして利用する予定となっております。土砂の流出被害については、道路等で囲まれていることや、周りに耕作地がないということで、被害が生じる恐れはありません。それから周辺農地については、道路と山林それから耕作されていない土地ということなんで、日照等について特に影響はありません。用水については必要としません。雨水については隣接している水路への放流となります。汚水は発生しません。なお、周辺の安全対策として、フェンスで囲む計画となっております。以上確認しました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

（推進委員退室）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

また、1 件目・3 件目・4 件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第 37 号)

議長 それでは続きまして、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 失礼します。世羅町産業振興課の産業振興係の堂本です。よろしくお願いします。それでは提案させていただくんですが、始めにすみません、修正がございまして、差し替え分を本日お配りしてございますので、こちらをご覧ください。大変申し訳ございません。別冊議案第 37 号の「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」でございます。農地中間管理機構を通した契約の集積になります。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農地利用集積計画（一括方式）を概略説明。）

甲山地区 4 筆 4,582 m² 合計 4 筆 4,582 m²

理由につきましては、中間管理機構を通した集積によるものでございます。説明については以上でございます。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、どうぞ。

2 番 2 番委員作田ですけど、この一括方式という方法なんですが、新しい方がおられるので、説明していただければと思うんですが。

議長 はい、それでは産業振興課から。

産業振興課 はい、今までの法律による手順でございますが、まず貸し手の方が機構と契約をして、貸し手と機構との契約がまず一つあります。その後機構と借り手もまた契約をするという形で、2 回に分けてといいますか、手続きとしては二つに分かれていたんですが、これがいっぺんに、両方、貸し手と借り手のものをいっぺんにハンコをもらって、機構で契約を結ぶという形で、いっぺんに済むということになっております。

議長 分かりましたか。

議長 はい、ありがとうございました。ほかにはありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして

取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 38 号)

議長 それでは、議案第 38 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より照会されており、農業委員会の意見を求められています。この件について世羅町産業振興課から説明をお願いします。

産業振興課 続いて失礼します。本日お手元にお配りさせていただいているものが、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)」と、この構想についてということで概要を 1 枚もので説明させていただいております。そもそもこの農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というものが何かと申しますと、農業経営基盤強化促進法、これが、農地をいかに集約して、効果的に効率的に担い手に集積して営農していただくかというところを、方針をまとめた様なものになっております。これについては都道府県が作成する「農業経営基盤強化促進基本方針」というものがございまして、これに基づいて各市町が構想というものを策定することになっております。今回、この構想を変更する理由としては、この農業経営基盤強化促進法の改正がございまして、内容としては地域計画、今まで人・農地・プランと言われていたものが法制化されて、地域計画という位置付けになります。そのことについて、この構想に盛り込むということで、今回、変更させていただく案でございます。今回の主な変更点としては、そちらの資料に掲げておりますが、第 3 としまして「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」というものを新設してございます。次に「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」に、「地域計画の推進について」を盛り込んでございます。中身としては、修正なり、加筆する箇所について赤字で入れておりますので、また、後でご覧いただければと思います。この中で、いわゆる認定農業者の基準だったり、認定新規就農者の基準もこの構想の中に盛り込んでございます。その基準に合った方が、担い手という位置付けになって、農地の集積を図っていくというものでございます。以上、ごくごく簡単ではございますが、説明を終わります。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 7 番委員さん先に、はい、7 番委員さん。

7 番 7 番鈴木です。見方にもよるですが、赤字で書いておる所へ字の上にラインが入っているから、あれは訂正というか、抹消というかそれともラインがずれているのか。

産業振興課 失礼しました。説明をさせていただきます。この見方としましては、赤字で書いてあるところが、加筆なり、修正なり加えたところでございます。字の上に線が引っ張ってある部分は、今まで書いてあったものを消すということで、見え消しで表記してございます。

議長 よろしいですか。はい、では 5 番委員さん。

5 番 はい、5 番宮丸です。内容については理解しました。この中に記載されてい

る、世羅町担い手育成協議会と言う言葉が何回か出てきますが、この内容とい
いますか、中身について教えてください。

議長 はい、お願いします。

産業振興課 はい、世羅町担い手育成協議会というものがですね、構成員が、世羅町、広
島県の東部農業技術指導所それから尾道農林事業所、後はJAさん、東部畜産
事務所、こちらの関係機関が集まりまして、それぞれ世羅町の担い手に関する
事を協議してございます。この中に、失礼いたしました。農業委員さんも加わ
っていただいております。内容としましては、色んな部会に分かれて今協議し
ているんですが、振興作物をどうやって行くか、まさにこのテーマである、農
地をどう集積していくか、後は、認定農業者だったり、認定新規就農者さんの
審査会もこの協議会に諮ってございます。関係機関で担い手の育成だったり、
それに伴って、町の振興作物等の検討をしております。以上でございます。

5 番 はい、ありがとうございました。

議長 はい、よろしいですか。

議長 ほかにありませんか。

議長 はい、6 番委員さん。

6 番 6 番安井です。世羅町の例として、経営型をされとるんですよね。私の話し
じゃないさっきの(2)言うのは理事の数ですか、それとも。

議長 何ページですか。

6 番 8 ページです。

議長 はい、8 ページですか。

6 番 花卉(菊等)専作、3ha とあるんですが、 の事を言ってるんですかね。

議長 この3ha がどこかというのを言われてるんですか。

6 番 あ、従業員が2人で3ha というのは花卉では無理ですよね。0.3ha から機
械なら標準的な作付面積なんですけど、法人となってるから、 のですかね。

議長 よろしいですか。

産業振興課 はい、まずこちらに掲げております、集落法人だったり、農業参入企業だっ
たりと書いてありますが、一応こちらについては、常に世羅町内で認定農業者
として、経営していただいているモデルを掲げてございますので、実際にこう
いう形でやられている企業さんなり、農家さんなりいらっしゃるって、その規模
でやられているということで、例として掲載しております。ちなみにカッコに
あるのは、農業従事者数ということになります。主たる農業従事者数でござい
ますので、もちろん、この2人でのみでやるということではなくて、パートの
方だったり、その他アルバイトの方だったりというのは別で、数字としてはま
た載ってきますが、主たる従事者として掲げているものをこのカッコの中に入
っております。

議長 わかりましたか。

6 番 理事か何かということですか。

産業振興課 いわゆる主たる従事者としましては、1 年間で 2,000 時間労働していただ
くというのが目標になっておりまして、基本的には専従で通年働かれる方が、

主たる従事者として。社員でもその時間によるところはあると思いますが。

6 番 いや、個人で花栽培で 0.3ha なら一緒に奨励し易いんですが。3ha いうことになる、かなりの規模になるということになる。ちょっと思ったんですが、2 人じゃとても出来んかと。

産業振興課 参考までにですと、12 ページですね、個人経営体の場合ですとこれくらいの規模というので、丁度、花卉を掲載してございますが、こちらについては 0.5ha 程度ということで、花卉の専作についてはモデルを掲げております。

議長 よろしいですか。

6 番 できれば個人、個別言うかね、個人の経営で菊の栽培もやって欲しいなと思うんですが、もうほとんどなくなってしまってあとわずかしかなないので。世羅は県内でもシェアを持っていたのでなくなってしまうのはでないかと思ったので。

産業振興課 あくまで、モデルとして掲載させてもらっていますので、もちろん、菊で個人の農家でやっていただいている方も一定の目標を目指してやっていただければこの計画にも載ってこようかと思います。

議長 よろしいですか。

6 番 はい、よろしいです。

議長 どのように整理すればよいか良く分からない状態ですが。

議長 はい、ほかにはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると意見書を回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議頂きましたので、ここで協議・報告事項に移りたいと思います。併せて議長も交代いたします。折元副会長、よろしくをお願いします。

(議長交代 3 番 折元文則)

(14 時 22 分)

(報告事項)

議長 それでは報告事項(1)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第3条の3の規定による届出書について」 3件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(2)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農業相談について」 2件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項（１）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項（１）「今後の日程」連絡。

議長 その他で、会長から何か報告がありますか。

会長 （会長報告：省略）

議長 はい、そのほか何かありますでしょうか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第８回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

（閉会 14 時 58 分）

